

「自衛隊の災害派遣に関する実態調査－家畜伝染病への対応に関して－」 の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【勧告先】農林水産省【勧告日】令和4年4月22日【回答日】令和5年7月5日（改善状況は令和5年6月30日現在）

調査の背景と目的

- ◇ 豚熱の感染が拡大。高病原性鳥インフルエンザにより令和2年度に過去最大の987万羽を殺処分
- ◇ 家畜の殺処分について、都道府県知事が自衛隊の派遣要請を行うケースも増加

近年、自衛隊による災害派遣活動は多様化しているところ、関係機関における家畜伝染病発生時の対応や平時からの備えについて調査し、その課題と改善方策を検討

- ◇ 農林水産省に対して、以下の事項を勧告

- ① 都道府県に対し、家畜の殺処分について市町村や関係団体の協力も得て人員確保を図り、動員計画に反映させるよう促すこと。
- ② 都道府県に対し、家畜の殺処分に関する自衛隊との役割分担を検討する際に、緊急性も考慮した上で適切なものとするよう促すこと。

改善に向けた取組

農林水産省は、都道府県に対し、

- ① 市町村等の協力を得る体制を構築するよう求めた。
- ② 家畜の殺処分に関する自衛隊との役割分担の考え方について実例を含め説明。
 また、自衛隊の派遣要請を行う場合は、緊急性を考慮した役割分担となるよう農林水産省が都道府県と自衛隊との連絡調整を行うこととした。



なお、防衛省からは、勧告後は、都道府県と自衛隊との役割分担が明確になるなど改善がみられ、今後このような取組を継続してほしいとの見解も示されている。

1. 家畜の殺処分に関する人員の確保

【制度の概要】

- ◇ 家畜伝染病発生時、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、農林水産省や他の都道府県等からの派遣を要請し、なお人員が不足する場合には、自衛隊の派遣要請を検討
- ◇ 自衛隊の災害派遣については、①緊急性、②公共性、③非代替性を総合的に勘案して判断
- ◇ 都道府県は、都道府県内最大規模の農場における発生を想定した動員計画を策定し、農林水産省に報告

勧告内容

都道府県に対し、家畜の殺処分について市町村や関係団体の協力も得て人員確保を図り、動員計画に反映させるよう促すこと。

(主な調査結果)

- ✓ 市町村等の動員を想定していない都道府県あり
- ✓ 家畜伝染病発生時、市町村等の協力を求めることなく自衛隊派遣を要請した例あり
- ✓ 自衛隊からは、関係機関の協力を含む動員計画の整備を要望する意見あり

主な改善措置状況

都道府県に対して、動員計画の修正、それに伴う都道府県内の関係者との調整等の必要な対応を速やかに講じるよう依頼

⇒ 全都道府県において、防疫措置に市町村等との協力体制が整備された

勧告後、市町村等の協力を求めることなく自衛隊の派遣要請が行われた例はなかった。

2. 災害派遣活動時における自衛隊との連携

【制度の概要】

- ◇ 都道府県は、平時からの取組として、関係機関(自衛隊を含む。)との間で連絡窓口の明確化、家畜の飼養状況、動員計画等の情報共有を行うとともに、発生時の役割分担を整理
- ◇ 農林水産省は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、迅速な防疫措置を図るため、作業の優先順位付け(発生豚(鶏)舎等の殺処分を優先して行う等)を実施することを都道府県に指導

勧告内容

都道府県に対し、家畜の殺処分に関する自衛隊との役割分担を検討する際に、緊急性も考慮した上で適切なものとするよう促すこと。



主な改善措置状況

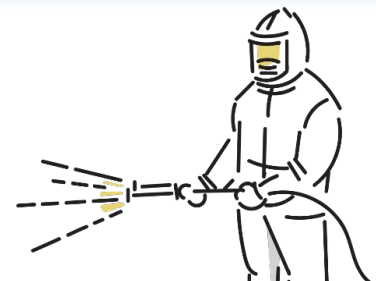
- ◆ 都道府県に対して、以下の点などを説明
 - ・ 自衛隊の災害派遣の判断基準(緊急性、公共性、非代替性)
 - ・ 自衛隊と都道府県の役割分担の考え方(緊急性や感染リスクが高く優先的に殺処分を実施する必要がある畜舎を自衛隊が担当、それ以外の畜舎を都道府県が担当するなどの実例)
- ◆ 自衛隊の派遣要請が行われる際、農林水産省は、現地へ職員を派遣し、都道府県と自衛隊とが円滑に役割分担を決定できるよう、連絡調整を行った。

⇒ 令和4年度は、自衛隊の派遣要請を行った全ての都道府県において、緊急性も考慮した適切な役割分担の下、防疫措置が実施された。

(主な調査結果)

- ✓ 自衛隊との役割分担を定めているとするものは、
 - 豚熱 : 10都道府県(22.2%)
 - 高病原性鳥インフルエンザ : 13都道府県(28.9%)※ 調査対象45都道府県

- ✓ 役割分担を定めていなかった都道府県では、自衛隊の作業範囲が不明確なまま派遣要請が行われ、自衛隊が大部分を殺処分した例あり



「自衛隊の災害派遣に関する実態調査—家畜伝染病への対応に関して—」の 結果に基づく勧告に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和3年7月～4年4月
- 2 対象機関 調査対象機関：農林水産省、防衛省
関連調査等対象機関：17都道府県（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、宮崎県、鹿児島県）
※ 上記のほか、28都道府県に対して書面調査を実施

【勧告日及び勧告先】 令和4年4月22日 農林水産省

【回答年月日】 令和5年7月5日 農林水産省 ※改善状況は令和5年6月30日現在（／同日現在）

【調査の背景事情】

- 家畜の伝染性疾病は、ウイルス、細菌、寄生虫等の病原体によって家畜や野生動物等から家畜に感染する疾病であり、一たびまん延した場合、疾病によっては家畜の殺処分が必要となり、畜産業に深刻な被害を及ぼすおそれがある。
- 我が国では、豚熱については、平成30年9月に26年ぶりに発生が確認されて以降、感染が拡大しており、また、高病原性鳥インフルエンザについては、令和2年11月に2年10か月ぶりに発生が確認され、2年度における殺処分羽数は、過去最大の約987万羽となっている。このような中、これらの家畜の殺処分について、都道府県知事が自衛隊に派遣要請を行うケースも多く生じている。
- このように、近年、自衛隊による災害派遣活動は、自然災害に伴う人命救助・被災者支援等にとどまらず多様化しているところ、家畜伝染病対策を実施する都道府県において役割分担が明確にされないまま自衛隊の派遣要請が行われている等の指摘もある。しかし、都道府県等における家畜伝染病発生時の対応状況や、平素からの取組の状況は必ずしも明らかになっていない。
- 本調査は、家畜伝染病発生時における関係機関の対応等について実態を把握し、その課題と対応方策を検討することを目的に実施したものである。

勧告事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>1 家畜の殺処分に関する人員の確保 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>都道府県に対し、家畜の殺処分について市町村や関係団体の協力も得て人員確保を図り、動員計画に反映させるよう促すこと。その際、今回調査において把握した取組例を示すことも有効と考えられる。</p> </div> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）において、家畜の所有者が、飼養家畜の伝染性疾病対策について第一義的責任を有していることが定められている一方で、都道府県が、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を適切に講ずるために必要な体制の整備を図りつつ、これらの措置を一体的かつ効果的に実施することとされている。 ○ 家畜の伝染性疾病について、家畜伝染病予防法では、その発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものを「家畜伝染病」として家畜の種類ごとに指定している。また、家畜伝染病予防法第3条の2の規定に基づき、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるもの（特定家畜伝染病）について、農林水産大臣がこれらの措置に関する基本的な方針等を内容とする指針※（特定家畜伝染病防疫指針。以下「防疫指針」という。）を策定しており、都道府県知事等は、防疫指針に基づき、これらの措置を講ずることとされている。 <p>※ 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和3年10月1日一部変更）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家</p>	<p>農林水産省は、令和4年4月27日に開催した令和4年度全国家畜衛生主任者会議※において、都道府県畜産主務部長に発出した「自衛隊の災害派遣に関する実態調査の結果（家畜伝染病への対応に関して）」に基づく勧告について」（令和4年4月22日付け4消安第636号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「課長通知」という。）により総務省の勧告内容を周知するとともに、同年5月25日、都道府県知事に対して「自衛隊の災害派遣に関する実態調査—家畜伝染病への対応に関して—の結果（勧告）」（令和4年4月22日付け総評第59号）への対応について」（令和4年5月25日付け4消安第1080号農林水産省消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。）を発出し、総務省からの勧告の趣旨を踏まえた動員計画の修正、それに伴う都道府県内の関係者との調整等の必要な対応を速やかに講ずるよう依頼した。</p> <p>上記通知の発出後、農林水産省は、全都道府県から提出された動員計画を確認し、市町村や関係団体等の協力を想定していない動員計画を作成していた都道府県に対しては個別に改善指導を行った。</p> <p>指導の結果、令和4年9月末までに、豚熱、高病原性鳥インフルエンザともに全都道府県において、県内他部局や市町村等を含め、都道府県を挙げた体制へと改善された動員計画が提出された。</p> <p>※ 年度初めに農林水産省が開催し、最新の家畜衛生に関する動向及び今後の家畜衛生対策等について、都道府県の家畜衛生担当者、関係機関、関係団体等に対して情報共有を行うとともに意見交換等を行う全国会議</p> <p>総務省の勧告後、令和4年10月から5年4月までに発生した高病原性鳥インフルエンザは84件、4年4月から5年4月までに発生した豚熱は9件であった。これらのうち、自衛隊の派遣要請が行われたのは、高病原性鳥インフルエンザが28件、豚熱は0件であった。</p> <p>自衛隊への派遣要請を行った高病原性鳥インフルエンザの28件について、都道府県からの自衛隊への派遣要請が適切に行われていたか確認したとこ</p>

勸告事項等	農林水産省が講じた改善措置状況																																																										
<p data-bbox="248 204 801 228">「畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)</p> <p data-bbox="165 288 1133 408">○ 近年、家畜の殺処分に関し、都道府県知事による自衛隊の派遣要請が行われている豚熱及び高病原性鳥インフルエンザについては、特定家畜伝染病として防疫指針が策定されている。</p> <p data-bbox="165 469 1133 727">○ 防疫指針では、家畜伝染病発生時における防疫措置に必要な人員の確保について、都道府県は、発生農場における家畜の殺処分等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、農林水産省に報告することとされており、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等からの派遣を要請し、なお人員が不足する場合には、自衛隊の派遣要請を検討することとされている。</p> <p data-bbox="192 743 1133 863">なお、農林水産省が各都道府県に対して通知している防疫指針に係る留意事項では、都道府県は、自衛隊等の関係機関に協力を要請する場合、農林水産省と調整することとされている。</p> <p data-bbox="165 924 1133 1182">○ 家畜伝染病発生に対する自衛隊の派遣要請は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項及び第2項の規定に基づき行われている。都道府県知事は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣等に要請することができることとされており、防衛大臣等は、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができることとされている。</p> <p data-bbox="176 1243 322 1275">《調査結果》</p> <p data-bbox="165 1291 1133 1410">○ 家畜の殺処分に関する人員の確保について、令和3年10月の防疫指針の一部変更以前から都道府県が独自に策定している動員計画に市町村や関係団体等の協力が想定されていないものがみられ、これらの都道府県の中に</p>	<p data-bbox="1160 204 2116 363">ろ、防疫指針に基づき、市町村や関係団体から協力を得て都道府県を挙げた動員体制とし、農林水産省や他の都道府県からの職員の派遣を得た上で、それでもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合に自衛隊への派遣要請が行われていることが確認できた。</p> <p data-bbox="1160 416 2116 703">また、総務省の勸告前後における高病原性鳥インフルエンザに係る自衛隊の派遣状況を確認したところ、次表のとおり、①勸告前の令和2年度には、5万羽未満の殺処分において、4件の自衛隊の派遣実績があったのに対し、勸告後の4年度には、同規模の殺処分において、自衛隊の派遣実績は皆無、②全発生件数に対する自衛隊の派遣率は、2年度が57.7%(30件/52件)に対して、4年度は33.3%(28件/84件)と全体を通して自衛隊派遣率が低下していることが確認できた。</p> <p data-bbox="1160 716 2116 836">これは、各都道府県が市町村や関係団体等から協力を得て都道府県を挙げた体制とした動員計画を作成し、実践したことによって、必要な人員の確保が図られたためである。</p> <p data-bbox="1160 884 2096 916">表 自衛隊の派遣状況(高病原性鳥インフルエンザ) (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="1160 916 2107 1358"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和2年度(勸告前)</th> <th colspan="2">令和4年度(勸告後)</th> </tr> <tr> <th>発生件数</th> <th>自衛隊派遣件数</th> <th>発生件数</th> <th>自衛隊派遣件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽数(万羽)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0以上5未満</td> <td>22</td> <td>4</td> <td>31</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5以上10未満</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10以上20未満</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>22</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>20以上30未満</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>30以上40未満</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>40以上50未満</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>50以上</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>件数計</td> <td>52</td> <td>30</td> <td>84</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1160 1358 1800 1436">※ 農林水産省及び防衛省公表資料を基に作成 集計期間:令和2年度は、令和2年10月1日から3年4月30日まで。 令和4年度は、令和4年10月1日から5年4月30日まで。</p>					区分	令和2年度(勸告前)		令和4年度(勸告後)		発生件数	自衛隊派遣件数	発生件数	自衛隊派遣件数	羽数(万羽)					0以上5未満	22	4	31	0	5以上10未満	11	8	9	2	10以上20未満	6	5	22	5	20以上30未満	3	3	5	5	30以上40未満	3	3	5	4	40以上50未満	2	2	2	2	50以上	5	5	10	10	件数計	52	30	84	28
区分	令和2年度(勸告前)		令和4年度(勸告後)																																																								
	発生件数	自衛隊派遣件数	発生件数	自衛隊派遣件数																																																							
羽数(万羽)																																																											
0以上5未満	22	4	31	0																																																							
5以上10未満	11	8	9	2																																																							
10以上20未満	6	5	22	5																																																							
20以上30未満	3	3	5	5																																																							
30以上40未満	3	3	5	4																																																							
40以上50未満	2	2	2	2																																																							
50以上	5	5	10	10																																																							
件数計	52	30	84	28																																																							

勧告事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>は、家畜伝染病発生時に都道府県職員以外の市町村や関係団体等に協力を求めることなく自衛隊の派遣要請が行われたものがあつた。</p> <p>○ 発生当時、市町村や関係団体等の動員を行っている都道府県の中でも、都道府県による動員体制が不十分であるとして、自衛隊からこれらの機関への協力を得るよう求められたものがあつた。</p> <p>○ 一方、動員計画で市町村や関係団体等の職員の協力を想定し、事前に協力要請などを行うことにより、家畜伝染病発生時に多くの協力を得ている例がみられた。</p>	
<p>2 災害派遣活動時における自衛隊との連携 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>都道府県に対し、家畜の殺処分に関する自衛隊との役割分担について検討する際に、緊急性も考慮した上で適切なものとするよう促すこと。その際、今回調査において把握した役割分担の例を明示することも有効と考えられる。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 防疫指針では、平時からの取組として、都道府県は、関係機関との間で連絡窓口の明確化、家畜の飼養状況、動員計画等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備することなどが求められている。また、農林水産省は、都道府県における関係機関との連携状況を把握し、必要な指導及び助言を行うこととされている。</p> <p>○ 農林水産省は、令和3年3月及び10月に防疫指針等に大規模農場におい</p>	<p>農林水産省は、前述のとおり、令和4年4月27日に開催した令和4年度全国家畜衛生主任者会議において、都道府県畜産主務部長に発出した課長通知により総務省の勧告内容を周知するとともに、同年5月25日、都道府県知事に対して局長通知を発出し、総務省からの勧告の趣旨を踏まえた動員計画の修正、それに伴う都道府県内の関係者との調整等の必要な対応を速やかに講ずるよう依頼した。</p> <p>また、農林水産省は、令和4年9月28日に開催した令和4年度越境性動物疾病防疫対策強化推進会議※において、自衛隊の災害派遣の実例を示しながら、自衛隊の派遣は、都道府県知事の要請に基づき行われることや、緊急性、公共性、非代替性の3つの要件を総合的に勘案して判断されることについて説明を行った。また、豚熱や高病原性鳥インフルエンザが発生した際の自衛隊と都道府県の役割分担の考え方については、緊急性や感染リスクが高く優先的に殺処分を実施する必要がある畜舎を自衛隊が担当し、それ以外の畜舎を都道府県が担当するなどの実例を示しながら都道府県に説明した。</p>

勧告事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>ては発生豚（鶏）舎等の殺処分を優先して行う等迅速な防疫措置を図るための作業の優先順位付けを実施することを盛り込み、都道府県に対しては、感染リスクが高く緊急性が高いため優先的に殺処分を実施する必要がある鶏舎をまずは自衛隊に依頼するなど、緊急性を考慮の上、自衛隊と調整するよう助言している。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜伝染病発生時における都道府県と自衛隊との連携について、自衛隊との役割分担を定めていなかった都道府県では、役割分担が不明確な状況で派遣要請が行われ、自衛隊の派遣要請後に活動内容を調整することとなった例がみられた。 ○ 役割分担を定めていた都道府県では、農林水産省による緊急性の高い作業の優先順位付けに関する指導が必ずしも認識されておらず、当初想定していた分担と異なり、より作業を限定して派遣要請を行うこととなった例がみられた。 ○ 農林水産省による都道府県への優先順位付けの指導については、令和3年3月及び10月の防疫指針等の一部変更までの間は家畜伝染病発生時に個別に行われていたものの、平時においては、3年1月及び7月に農林水産省が開催した都道府県担当者を対象とした3回の全国会議で説明が行われたのみとなっていた。 ○ 一方、調査した都道府県の中には、家畜伝染病発生時に殺処分作業の進行管理が自衛隊主導となってしまったことを踏まえ、自衛隊に依頼する作業内容について緊急性の高いものに限定することとして役割分担の見直しを図った例がみられた。 	<p>これらに加え、農林水産省は、緊急性が考慮された役割分担となっているか、都道府県を挙げた動員体制となっているかといった観点を始めとした都道府県と自衛隊との連携状況を確認するために、自衛隊の派遣要請が行われる際は、要請を検討している都道府県へ職員を派遣し、都道府県と自衛隊とが円滑に役割分担を決定できるよう、連絡調整を行うこととしている。</p> <p>※ 都道府県の家畜衛生の担当者、関係機関、関係団体等を対象とした、越境性動物疾病に係る最新の情報や知見等の共有、全国的な防疫体制の強化に資するために農林水産省が開催する全国会議</p> <p>上記の取組の結果、自衛隊への派遣要請を行う際に、令和2年度は自衛隊との役割分担が必ずしも明確ではない中において防疫措置を実施し、結果的に自衛隊が作業の大部分を行うといった事態を招いた都道府県があったが、勧告を踏まえ、令和4年度は、自衛隊への派遣要請を検討する場合には事前に農林水産省、都道府県の畜産主務課、危機管理部局及び自衛隊との間で綿密な打合せを行い、緊急性を考慮した役割分担とした上で自衛隊への派遣要請が行われた。</p> <p>その他の都道府県についても、令和4年度に自衛隊が派遣された全ての事例において、緊急性も考慮した適切な役割分担の下、防疫措置が実施された。</p>

勧告事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>3 その他の取組の実施状況</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>都道府県内最大規模農場を想定した動員計画が未策定の都道府県に対し、策定を促すこと。また、報告を受けた動員計画について、迅速な防疫措置を実施するために実効性のあるものとなるよう、指導を実施すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 家畜伝染病発生時に都道府県において円滑に初動防疫対応が実施できるよう、令和3年10月1日に一部変更された防疫指針では、都道府県は、i) 都道府県内の最大規模の農場における発生を想定した動員計画を事前に策定し、農林水産省に報告すること、ii) 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、自衛隊を含めた関係機関への派遣要請について、事前に農林水産省と協議・調整すること等が規定された。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 令和3年10月1日までに農林水産省に提出することとされている都道府県内最大規模農場を想定した動員計画について、いまだに提出されていない都道府県がみられた。</p> <p>○ 農林水産省が提出を受けた動員計画の中には、自衛隊を含め関係機関の協力を十分に考慮せずに計画を策定した結果、殺処分の完了までに長期を要する見込みとなっているものがみられ、迅速な防疫措置が行い得ない状況となっているものがみられた。</p> <p>○ これらに関し、防疫指針では、関係機関への派遣要請について農林水産省と都道府県との間で協議・調整を行うこととされているが、提出を受けた動員計画について、農林水産省から都道府県に対する指導等は行われていなか</p>	<p>農林水産省は、総務省の勧告も踏まえ、令和4年2月時点で都道府県内最大規模農場における家畜伝染病発生を想定した動員計画を未提出の都道府県に対し、計画の提出について指導したところ、同年5月までに全都道府県から動員計画が提出された。</p> <p>当初提出された動員計画の中には、次のとおり、迅速な防疫措置となっていないものや実効性がないと考えられるものがあったが、農林水産省において、これらの都道府県に対して、迅速かつ実効性を考慮した計画の見直しを行うよう指導した結果、動員計画の改善が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫指針で迅速な防疫措置を実施するための目安として24時間当たりの殺処分頭羽数が設定されているが、その目安よりも少なく殺処分頭羽数が設定されていたため、殺処分が完了するまでの日数が長期間となっていた。(豚熱で24都道府県、高病原性鳥インフルエンザで16都道府県) ・ 動員計画どおりの殺処分を実施するための動員人数が不足していると考えられる計画が認められた。(豚熱、高病原性鳥インフルエンザそれぞれ10都道府県) <p>また、防疫措置は可能な限り迅速に実施する必要があることから、防疫指針で示す24時間あたりの殺処分頭羽数の目安を上回り、かつ動員人数を十分確保したと考えられる動員計画を作成した都道府県に対しても、計画の不断の見直しや防疫演習による体制の確認について指導した。</p> <p>上記の取組により、令和4年度の家畜伝染病発生事例においては、改善された都道府県内最大規模農場を想定した動員計画に基づいて動員人数が確保され、適切な防疫措置が実施できていることを確認できた。具体的には、勧</p>

勸告事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
った。	<p>告前の令和2年度と勸告後の4年度の高病原性鳥インフルエンザ発生時の大規模農場(50万羽以上)における防疫措置完了までの平均日数を比較すると、28日から19.6日へと8日程度短縮されたことが確認できた。</p>